

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の交付が過大

1 件 不当金額(支出) 1717万円

1 交付金事業の概要

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業は、特定有人国境離島地域の地域社会の維持を図るために、都道府県の定める計画に基づき都道府県等が実施する事業に要する経費の一部について、内閣府本府が特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を交付するものである。

交付金の交付対象事業のうち、輸送コスト支援事業は、交付要綱等によれば、特定有人国境離島地域で生産された農水産物を本土に運搬する際等の輸送費を低廉化するものとされている。そして、輸送コスト支援事業の交付対象経費は、事業実施者が実際に支出した海上輸送費又は航空輸送費及びこれらと一体的に行われる役務費とされており、フェリー会社等の第三者に対して支払った経費が対象となるとされている。ただし、漁業協同組合のように自らが保有する船舶で運搬する場合には、事業実施者内の部門間において支払うなどした経費が対象となるとされている。

2 検査の結果

株式会社鯛福(以下「会社」)は、長崎県五島市内で買い付けた海産物を本土で販売する仲買業を営むほか、海産物を本土に運搬する輸送業も営んでいる。会社は、平成29、30両年度において、五島市の説明を踏まえて、社内の輸送部門から仲買部門に請求した運搬に係る経費計5012万円を輸送コスト支援事業の交付対象経費としていた。

しかし、会社は、船舶を保有しておらず、フェリーで海産物を本土に運搬していたことから、フェリー会社に支払った経費に基づき交付対象経費を算定すべきであったと認められた。

したがって、フェリー会社に支払った経費により適正な交付対象経費を算定すると2149万円となり、前記の交付対象経費5012万円との差額2862万円が過大になっており、これに係る交付金相当額1717万円が過大に交付されていて不当と認められる。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等(事業主体)	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
内閣府本府	長崎県五島市	株式会社鯛福	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	平成29、30	5012万円	3007万円	2862万円	1717万円